

児童・生徒に関わる諸問題に対する教師・学校の対応のあり方

—いじめ事件の事例を通して—

井内 弘之（元千葉県栄町立安食台小学校）

1 はじめに

学校現場では児童・生徒、家庭と学校、学校・家庭と地域などが関わる数多くの諸問題が発生し、教員（学校）、保護者、関係機関等がそれぞれの立場から独自に、また連携して問題解決に向け、努力を続け解決策を探り、対策を講じている。しかも昨今は迅速な対応と問題解決のための早期具体的成果が求められている現状がある。しかし、問題の多様性、深刻さ、根深さが大きく、深いため、解決に至るにはかなりの時間や労力が費やされているのが実情である。

中学生の殺人に近いいじめ事件が報道されたり、いじめが原因の一つと考えられる自殺、DVや家庭内暴力、深夜外出した結果殺人事件に巻き込まれたりと残酷悲惨な事案が連鎖的に発生している中で「いじめゼロ」「不登校・登校拒否根絶」等に向け、様々な手法や取り組みが必死に展開されているが現場では厳しい対応が求められている。今回は、「いじめ」に焦点をあて、学校・家庭・地域を取り巻く現状についての調査統計を俯瞰しながら、事例を基に対応策や指導のあり方を模索する。

資 01 校種別いじめの認知件数（件）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384	118,746	122,721
中学校	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,969

資 02 いじめ発見のきっかけ

- ・学級担任や担任以外の教職員
- ・当該児童生徒の保護者
- ・S C（スクールカウンセラー）への相談
- ・当該児童生徒以外からの保護者
- ・アンケート
- ・地域住民からの通報
- ・本人の訴え
- ・児童相談所等からの通報
- ・他の児童・生徒からの通報
- ・その他

資 03 いじめられた児童生徒への対応

- ・学級担任や他の教職員が状況を聞く
- ・S C等の相談員が状況を聞く
- ・学級担任や他の教職員が継続的に面談をしてケアを行う
- ・別室を提供したり、教職員が付くなどして心身の安全を確保する
- ・緊急避難としての欠席
- ・グループ替えや席替え、学級替えを実施する

資 04 学校におけるいじめ問題に対する日常の取り組み

- ・職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った
- ・児童・生徒会を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した
- ・ＳＣ、相談員、養護教諭を積極的に活用し相談に当たった
- ・いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った
- ・教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った
- ・学校におけるいじめへの対方針や指導方針等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた
- ・ＰＴＡや地域の関係団体とともにいじめの問題について協議する機会を設けた
- ・いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った

資 05 学年別不登校児童生徒数(人)

	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
人数	1,225	2,047	3,003	4,427	6,649	8,515	23,960	34,834	38,242

資 06 不登校になったきっかけと考えられる主な状況(人)

	いじめを除く人間関係	学業不振	クラブ・部活動の不適応	家庭環境の急激な変化	親子関係の問題	家庭内不和	無気力	情緒的混乱
小学生	2,903	1,825	42	2,378	4,931	1,232	5,947	9,327
中学生	14,910	8,975	2,139	4,508	8,520	3,538	25,877	27,276

資 07 指導の結果登校できるようになった効果的な指導措置

学校内での指導の工夫

- ・不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて教師間の共通理解を図った
- ・全ての教師が当該児童生徒に触れ合う機会を多くするなど学校全体で指導にあたった
- ・養護教諭やＳＣが専門的に指導にあたった
- ・授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにするための工夫をした
- ・様々な活動の場において、本人が意欲をもって活動できる場を用意した

家庭への働きかけ

- ・登校を促すために電話をかけたり迎えに行くなどした
- ・家庭訪問を行うなどして、学業や生活面の相談にのるなど様々な指導援助を行った
- ・保護者の協力を求め、家族関係や家庭生活の改善を図った

他の機関との連携

- ・教育センターなどの相談機関と連携して指導にあたった

資 08 いじめによる事件の主な罪種別検挙・補導人員(人)

	暴行	傷害	暴力行為	恐喝	強要
小学生	36	20	3	4	3
中学生	77	115	23	12	21

資 09 犯行時年齢別初犯者数の推移(人)

	23年	24年	25年	26年
13歳以下	14,328	12,047	10,984	10,164
14歳	13,118	10,592	9,565	7,879
15歳	12,598	9,973	8,606	7,434
19歳	4,322	3,788	3,297	2,935

注・上記資料 01～07 は文部科学省が 2015 年(平成 27 年)10 月に公表した「政府統計の総合窓口欄の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から抜粋し形式を変えて表示してあります。また、資 08～資 09 は平成 27 年に公表された警察庁生活安全局少年課の調査統計による「少年非行情勢 平成 26 年 1 月～12 月版」の中から、主に小中学生に関係する項目を選択し表で表示したものです。

2 資料やデータを基にした提案事例との関わり

上記に掲げた資料やデータは、近年の小中校生の実態を示しており、学校現場で直面するいじめや事件もこのデータの一部として集計されている。学校現場では教育委員会によるいじめに関する調査が随時行われており、その数値や内容を精査検討しながら日々の教育活動が行われている現実がある。

こうしたデータや資料を改めて眺め、調査結果の特徴や歴史的流れなどの解説によると調査方法や社会的背景などに関係にもよるが、相対的には刑法犯に属する事案は減少傾向にあることが読み取れる。昨今のマスコミ報道などに見られる悲惨・凄惨な事件や出来事は頻発しているかのようにも感じられるが数値としては現れていない。

戦前、戦後直後の社会情勢の中で子どもたちが生きた時代とは異なり、経済的にも豊かになってきたことや学校での教育成果によるもの、社会全体での啓蒙活動などが犯罪の減少に関係していることが窺えるが、児童生徒数の減少も関係しているようにも思える。

警察庁の調査結果報告の中に刑法事件の初犯年齢が、ここ数年で 14 歳が最多になってきたと記されている。この事実から、義務教育に関係する教員はこの数値に示されている現実を見据えながらいかにしてこれからの教育を実践していくかが大きな課題となる。

今回提示する 2 件の事例は典型的な恐喝事件とスマホが絡むいじめ事案についてであるが、この 2 例を通し、児童生徒の指導方法や家庭との連携、各種関係機関との連携のあり方について考えたい。

3 事案1

「遊び仲間による恐喝から不登校に陥った児童の実情と解決に向けての取り組み」

(1) 経緯・状況

男子児童数名の同級生が校外で日常的に遊んでいたが、その中のリーダー的（ボスの）児童（A）が徐々に仲間を仕切るようになり力関係が生じてきた。Aの金銭浪費が荒くなり、小遣いでは不足する事態になった時、仲間の一人のBに対し、Bの小遣いから飲食代を支払わせるようになり、次第に要求金額も膨らんできた。Bも要求に応じてきたが、蓄えも少なくなったため、祖母の財布からお金を抜き取り、それを買物の代金に充てていたが、次第に不登校気味にもなった。登校する素振りを見せながらも、途中で引き返して部屋に閉じこもるなどして親の発覚から逃れてきたが、やがて祖父母と母親に気づかれ、事の経緯が明らかになってきた。

母親は、実父（夫は離別）に相談し、その実父が担任に相談を持ちかけた。友達の少年を思う気持ちと我が孫が辛い思いをしていることに堪えられないという両面を表情や態度に示しながら苦しい胸の内を伝えてきた。担任は、事情を聴くと生徒指導主任や学年主任、管理職に報告するとともに、状況を見ながら家庭訪問や放課後等を利用し、Bとの接触を試みた。その後は間を置かず、祖父や母親と学校で話し合いや今後の対応策等を検討し、Aの両親を交え、協議する段階にいたった。簡単にAの両親は自分の息子が「恐喝じみたことやボスの存在として仲間内でふるまっていること」を認めようとはしなかったが、何度かの話し合いを繰り返す中で息子の非を認めざるを得ない状況になり、Bの家族に謝罪を申し出た。AもBに対し誤り、Bも登校できるようになってきた。また、校外でのこれまでのような動きは無くなり、外見上は解決したようになった。

(2) 担任・学校の対処対応のあり方

こうした事案の場合、どう担任や学校は対処・対応すればいいのか難しい課題を抱えることになるが、いじめや恐喝などの状況が感じられた、保護者や児童生徒から相談があった場合には、時間のやりくりを迅速に行い、間を空けないこと、学年内、生徒指導担当者、管理職、養護教諭などに速やかに伝え、抱えている大きな問題があることを周知させる、教師同士で協議を重ね様々な対処法を考え、しっかりした方針で関与した児童生徒に事情を聴く、指導を加えるなどの指導を行う、保護者にも事実を知らせ、家庭での協力も仰ぐ、被害者にあたる児童生徒へのフォローを丁寧に行うとともに加害者側にも丁寧な接触が必要である。まだ、小学生や中学生の段階であるならば、教師や親の指導や十分通じるケースも多いと考えられるし、加害者側の児童生徒の心を動かす指導力が求められるのではないかと。

(3) 本当の解決までは・・・

子どもの自助努力、親や家族、担任・学校職員、地域住民、関係各機関、その他多くの人や行政、民間の支援機関等が動く中で被害に遭った子どもたちが（場合によっては加害者的立場の子どもも含む）登校できるようになったり、元気な笑顔を見せるようになれば、その時の事案は「一件落着」と判断され、解決ということになるかもしれないが、子どもたちの心の中のわだかまりや受けた心の傷、言葉や態度には表すことが出来ない辛さや苦しみは人によっては、ずっと尾を引くと言われている。

「早く忘れなよ」「気持ちを入れ換えて頑張りな」「いつまでも考え込まないで」という言葉を発してしまうことが多いが、当事者にとっては、そんなに簡単なことではないことも多いと聞く。受けた傷やショックが大きければ大きいほどその傾向と度合いは強い。被害者への対応はどうあるべきか、どのようなフォローが必要なのかを考え、模索していくことが多くの関係者に求められる。

この事案で、被害に遭った児童は、本来進学すべき中学校へは進まず、区域外の中学校に進学した。これまで楽しい思い出の残る幼なじみやクラスの友達とも離れなければならず、心理的に複雑な時期を迎える中学校生活を友達作りや環境への適応性を身に付けることから始めることの厳しさを味わうことからスタートした。

4 事案2

「部活動を共にする女子中学生がLINEによる仲間外れに遭ったケース」

(1) 経緯・状況

同じ部活動に所属する女子生徒がそれまでは、固定電話や携帯電話で連絡や打ち合わせを行っていたが、リーダー格（主将や代表ではない）に匹敵するA子がスマホを購入し、利用するようになった。まだスマホの普及率はそこでは低かったが、面白さや楽しさから別な仲間も利用し始めた。これまで通り連絡や打ち合わせは携帯電話等で行っていたが、スマホを利用している生徒たちがグループ内でLINEを利用するようになり、学校内に限らず、様々な場面で情報のやりとりをする姿が頻繁に見られるようになり、その後LINEを通しいじめられたB子も親にねだり、携帯電話からスマホに切り換えた。

使ってみると便利さと楽しさが広がり、利用頻度も高まってきた。B子は部活動に熱心に取り組む一方、翌年の受験に向け家庭での勉強にも力を入れ、更に習い事もし、家庭の手伝いにも気を抜かなかったという努力家でもあった。便利さや楽しさがある反面、A子からのメールが頻繁に送られてくる状態で、しかもすぐに返信しないとしつこい程、返信の催促が来る状態となってきた。B子は極力返信を急いですることを心がけたが、B子の実情を知らないA子は返信が遅れると、次第に嫌味や誹謗・中傷的なことを流したり、脅し文句のようなものまで送信するようになってきた。

B子は解決策を探ろうと思い母親に相談し、結果PTAの役員等にも話が広がり、

B子と似たようなケースが生じていることが分かり、P T Aと学校とが協議・調整を行い、その場で「午後10時以降はスマホの利用は控え、LINEのやりとりは強制しないこと」ということになった。B子は「これで勉強や習い事に集中できる」と考え、気持ちも落ち着いてきた。

(2) その後

B子は午後10時でも厳しいと感じたが、その決まりに従って利用するようになったところ、学校に行ってみると、A子をはじめ、A子を取り巻く生徒たちは、行動や態度でB子に対し嫌味や中傷的な言葉を投げかけるとともに一緒に行動する仲間としては受け入れないという状況のようにしてきた。

B子はこの友達関係に悩みながらも自助努力や家族の支援や他の友人関係の繋がりから平常の学校生活を送ってきたが状況の変化により重症化した可能性は残る。

(3) 問題の本質的解決に向けて

事例1と同様にこの事例でも浮き上がってくるのは、関係者が決めたり話し合ったりしたことで問題が解決したかのように感じられる場面が見える反面、いじめや人間関係が改善してはいないのではないかという点である。対策や方法が期待通りに機能しているかを継続的に追跡し、注視していかなければならない。

5 終わりに

子どもたちの世界に限らず、人間社会の中では本質的解決が難しい事例が多々あり、忘れられたり軽く扱われたりする場面が見受けられるように感じることもある。被害者や当事者にならなければ関知しない、関係することを拒むという風潮を避け、子どもたちが楽しく充実感ある学校生活を過ごせるよう環境や人格をつくり育てるのは教師の大きな使命であり、一つ一つの事例事案解決に向けて取り組む際に意識しなければならないことは「人格・人権の尊重」を柱として認識しておくことではないかと思う。「いじめられたらどんな気持ちになる?」「仲間外れにされたらどう?」という子どもへの問いかけの言葉の中に常に持ち続け、忘れたくない意識ではないだろうか。

<引用・参考資料>

文部科学省公表「学校基本調査（平成27年版）」

警察庁生活安全局少年課公表「少年非行情勢 平成26年1月～12月版」